

令和6年栗山町議会定例会

12月定例会議議案

開会 令和6年12月10日

栗山町議会議場

令和6年栗山町議会定例会
12月定例会議

議 事 日 程

令和6年12月10日
午前9時30分開議

日程	議案番号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会務報告	
		②監査報告	
4		一般質問	
5	議案第37号	令和6年度栗山町一般会計補正予算（第8号）	
6	議案第38号	令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
7	議案第39号	令和6年度栗山町水道事業会計補正予算（第2号）	
8	議案第40号	令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算（第2号）	
9	議案第41号	栗山町定住自立圏形成協定の議決に関する条例	
10	議案第42号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	

11	議案 第43号	町税等の督促手数料の廃止に係る関係条例の整備に関する条例	
12	議案 第44号	栗山町熊駆除に関する条例の一部を改正する条例	
13	議案 第45号	栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例	
14	議案 第46号	南空知消防組規約の一部変更について	
15	議案 第47号	字の区域の変更について	
16	議案 第48号	財産の取得について	
17	同意 第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
18	同意 第4号	教育委員会委員の任命について	
19	諮問 第1号	人権擁護委員の推せんについて	
20	諮問 第2号	人権擁護委員の推せんについて	

会 務 報 告

10月29日	青森県外ヶ浜町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
30日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
31日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	北海道黒松内町議会総務経済常任委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
11月1日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
〃日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
10日	令和6年度社会福祉貢献者表彰式並びに2024ふれあい広場く りやまに議長が出席した。
10日～12日	令和6年度空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査に議長が 出席した。 (於 宮城県蔵王町、宮城県柴田町)
11日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
13日	第68回町村議会議長全国議長大会に議長が出席した。 (於 東京都)
14日	第19回マニフェスト大賞受賞事例研修会に議長及び副議長が出 席した。 (於 東京都)
15日	第19回マニフェスト大賞授賞式に議長及び副議長が出席した。 (於 東京都)
16日	友田多喜雄さんご夫妻を偲ぶ会に議長が出席した。
18日	全国過疎地域連盟第58回(令和6年度第2回)総会及び要請活動 に議長が出席した。 (於 東京都)
19日	北海道音更町議会会派新緑会が視察のために来町したので議長に 代わって副議長が応接した。
21日	第48回北海道都市問題会議に議長に代わって総務教育常任委員 長が出席した。 (於 北広島市)
21日～22日	栗山町国道234号整備促進期成会中央要望に議長が出席した。 (於 東京都)
24日	全国町村議会議長会が調査のために来町したので議長が応接した。
25日	教育委員会との一般会議を第1会議室で開催した。
26日	北海道町村議会議員公務災害補償等組合議会及び北海道町村議会 議長会理事会に議長が出席した。 (於 札幌市)
27日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
28日	令和6年度栗山町政功労者表彰式に議長が出席した。

議案の提出について

令和6年栗山町議会定例会12月定例会議に議案第37号から議案第48号まで及び同意第3号から同意第4号まで並びに諮問第1号から諮問第2号までを別紙のとおり提出する。

令和6年12月10日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

議案第37号

令和6年度栗山町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,999,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11	地方交付税	3,706,745	33,575	3,740,320
	1 地方交付税	3,706,745	33,575	3,740,320
13	分担金及び負担金	83,676	△1,305	82,371
	1 負担金	83,676	△1,305	82,371
15	国庫支出金	1,225,585	75,373	1,300,958
	1 国庫負担金	550,716	86,972	637,688
	2 国庫補助金	638,673	△11,599	627,074
16	道支出金	709,023	144,955	853,978
	1 道負担金	341,642	43,213	384,855
	2 道補助金	349,064	101,742	450,806
18	寄附金	255,579	2,900	258,479
	1 寄附金	255,579	2,900	258,479
19	繰入金	415,605	73,154	488,759
	1 基金繰入金	415,427	73,154	488,581
21	諸収入	273,944	1,892	275,836
	5 雑入	134,381	1,892	136,273
22	町債	1,751,719	15,600	1,767,319
	1 町債	1,751,719	15,600	1,767,319
歳 入 合 計		10,653,024	346,144	10,999,168

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,378,184	5,895	2,384,079
	1 総務管理費	2,331,161	5,895	2,337,056
3 民生費		2,094,544	183,331	2,277,875
	1 社会福祉費	1,459,372	155,234	1,614,606
	2 児童福祉費	634,956	28,097	663,053
4 衛生費		1,173,080	42,566	1,215,646
	1 保健衛生費	886,579	41,969	928,548
	2 清掃費	286,501	597	287,098
5 労働費		10,020	71	10,091
	1 労働費	10,020	71	10,091
6 農林水産業費		469,630	98,430	568,060
	1 農業費	434,872	97,430	532,302
	2 林業費	34,758	1,000	35,758
8 土木費		1,503,535	8,506	1,512,041
	2 道路橋梁費	549,823	4,301	554,124
	4 都市計画費	336,304	17	336,321
	5 住宅費	596,903	4,188	601,091
10 教育費		1,066,535	7,315	1,073,850
	1 教育総務費	340,263	23	340,286
	2 小学校費	162,310	1,143	163,453
	3 中学校費	60,178	4,501	64,679
	4 社会教育費	191,056	658	191,714
	5 保健体育費	312,728	990	313,718
13 諸支出金		25,664	30	25,694
	1 償還金及び還付加算金	25,664	30	25,694
歳出合計		10,653,024	346,144	10,999,168

第2表 債務負担行為の補正

1. 追加 (単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	年 度	金 額
10. 町営バス運行管理業務	自 令和6年度 至 令和7年度	91,230	令和7	91,230
11. 学生寮食事提供業務	自 令和6年度 至 令和7年度	38,244	令和7	38,244

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
36. 錦1号線歩道新設事業債	8,500	24,100

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
⑪	地方交付税	3,706,745	33,575	3,740,320			
	1 地方交付税	3,706,745	33,575	3,740,320			
	1 地方交付税	3,706,745	33,575	3,740,320	2 特別交付税	33,575	
⑬	分担金及び負担金	83,676	△ 1,305	82,371			
	1 負担金	83,676	△ 1,305	82,371			
	3 教育費負担金	47,160	△ 1,305	45,855	1 給食費負担金	△ 1,305	現年度分 小学校(含教員)減額 △ 749 中学校(含教員)減額 △ 556
⑮	国庫支出金	1,225,585	75,373	1,300,958			
	1 国庫負担金	550,716	86,972	637,688			
	1 民生費国庫負担金	550,716	86,972	637,688	1 社会福祉費負担金	73,384	障害者自立支援給付費負担金追加
					2 児童福祉費負担金	13,588	子どものための教育・保育給付費負担金追加
	2 国庫補助金	638,673	△ 11,599	627,074			
	4 土木費国庫補助金	383,440	△ 11,599	371,841	1 道路橋梁費補助金	△ 11,599	社会資本整備総合交付金減額
⑯	道支出金	709,023	144,955	853,978			
	1 道負担金	341,642	43,213	384,855			
	1 民生費道負担金	341,642	43,213	384,855	1 社会福祉費負担金	36,692	障害者自立支援給付費負担金追加
					2 児童福祉費負担金	6,521	子どものための教育・保育給付費負担金追加
	2 道補助金	349,064	101,742	450,806			
	1 総務費道補助金	8,724	2,500	11,224	1 総務管理費補助金	2,500	地域づくり総合交付金
	2 民生費道補助金	50,743	1,897	52,640	1 社会福祉費補助金	1,897	ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 医療費追加 496 地域づくり総合交付金 1,401

款	項 目			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明		
							区分	金額			
⑩	2	4	農林水産業費 道補助金	283,886	97,345	381,231	1	農業費補助金	97,345	中山間地域等直接支払交付金減額 畑地化促進事業補助金	△ 393 97,738
⑪	寄附金			255,579	2,900	258,479					
	1	寄附金		255,579	2,900	258,479					
		1	寄附金	255,579	2,900	258,479	1	総務寄附金	160	一般寄附金追加	
							3	教育寄附金	2,740		
⑫	繰入金			415,605	73,154	488,759					
	1	基金繰入金		415,427	73,154	488,581					
		1	財政調整基金 繰入金	215,686	73,154	288,840	1	財政調整基金 繰入金	73,154		
⑬	諸収入			273,944	1,892	275,836					
	5	雑入		134,381	1,892	136,273					
		2	雑入	134,376	1,892	136,268	2	雑入	1,892	北海道市町村振興協会助成金 行旅死亡人等葬祭費立替費用返還金	1,610 282
⑭	町債			1,751,719	15,600	1,767,319					
	1	町債		1,751,719	15,600	1,767,319					
		6	土木債	590,700	15,600	606,300	1	道路橋梁債	15,600	錦1号線歩道新設事業債追加	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明				
						特定財源			一般財源	区分		金額			
						国道支出金	地方債	その他							
②	総務費		2,378,184	5,895	2,384,079	2,949		3,380	△434						
	1	総務管理費	2,331,161	5,895	2,337,056	2,949		3,380	△434						
		1	一般管理費	130,203	1,125	131,328				1,125	1	報酬	1,125	会計年度任用職員 1人分追加	
		4	財産管理費	148,600	-	148,600	1,800			△1,800					
		6	財政調整基金費	549	2,770	3,319			2,770		24	積立金	2,770	財政調整基金積立金追加	
		17	職員給与費	1,232,177	-	1,232,177	449			△449					
		20	防災対策費	60,786	-	60,786	700			△700					
		22	定住促進費	32,563	2,000	34,563			610	1,390	18	負担金補助及び交付金	2,000	補助金 新築住宅取得費用助成事業追加	
③	民生費		2,094,544	183,331	2,277,875	131,633		282	51,416						
	1	社会福祉費	1,459,372	155,234	1,614,606	111,524		282	43,428						
		1	社会福祉総務費	433,154	15,178	448,332	600		282	14,296	11	役務費	356	通信運搬費 郵便料追加 手数料 行旅死亡人等葬儀代行	136 220
											13	使用料及び賃借料	62	行旅死亡人等火葬場使用料	
											19	扶助費	14,760	特別冬期生活支援金	
		2	老人福祉費	417,370	△7,704	409,666			△7,704	12	委託料	47	いきいき交流プラザ指定管理業務追加		
											18	負担金補助及び交付金	△7,751	負担金 北海道後期高齢者医療広域連合減額	
		3	ひとり親家庭等福祉費	3,761	992	4,753	496		496	19	扶助費	992	ひとり親家庭等医療費助成追加		
		4	心身障害者福祉費	571,835	146,768	718,603	110,428		36,340	19	扶助費	146,768	介護給付費追加 訓練等給付費追加	65,628 81,140	
	2	児童福祉費	634,956	28,097	663,053	20,109			7,988						
		2	保育所運営費	352,683	28,097	380,780	20,109			7,988	18	負担金補助及び交付金	28,097	負担金 子どものための教育・保育給付費追加	
④	衛生費		1,173,080	42,566	1,215,646				42,566						

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国支支出金	地方債	その他				
④	1	保健衛生費	886,579	41,969	928,548				41,969			
	3	地域医療対策費	183,630	41,969	225,599				41,969	18 負担金補助及び交付金	41,969 補助金 救急医療体制等確保追加	
	2	清掃費	286,501	597	287,098				597			
	2	塵芥処理費	262,593	597	263,190				597	10 需用費	597 光熱水費 電気料追加	
⑤		労働費	10,020	71	10,091				71			
	1	労働費	10,020	71	10,091				71			
	2	勤労者福祉センター費	6,219	71	6,290				71	12 委託料	71 勤労者福祉センター指定管理業務追加	
⑥		農林水産業費	469,630	98,430	568,060	97,345		1,000	85			
	1	農業費	434,872	97,430	532,302	97,345			85			
	3	農業振興費	337,527	97,430	434,957	97,345			85	18 負担金補助及び交付金	97,430 負担金 栗山町農業振興公社事業追加 216 補助金 畑地化促進事業 97,738 交付金 中山間地域等直接支払減額 △524	
	2	林業費	34,758	1,000	35,758			1,000				
	2	森林環境譲与税事業費	17,979	1,000	18,979			1,000		24 積立金	1,000 森林環境譲与税基金積立金追加	
⑧		土木費	1,503,535	8,506	1,512,041	△11,599	15,600		4,505			
	2	道路橋梁費	549,823	4,301	554,124	△11,599	15,600		300			
	4	地方道路整備費	164,934	4,301	169,235	△11,599	15,600		300	14 工事請負費	4,301 錦1号線歩道新設工事追加	
	4	都市計画費	336,304	17	336,321				17			
	2	公園管理費	87,549	17	87,566				17	12 委託料	17 栗山公園・夕張川河畔公園指定管理業務追加	
	5	住宅費	596,903	4,188	601,091				4,188			
	2	住宅管理費	42,126	4,188	46,314				4,188	10 需用費	4,188 修繕料 建物追加	
⑩		教育費	1,066,535	7,315	1,073,850			△1,175	8,490			

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
⑩	1 教育総務費	340,263	23	340,286				23			
	1 教育委員会費	2,456	23	2,479				23	8 旅費	23 委員費用弁償追加	
	2 小学校費	162,310	1,143	163,453				1,143			
	1 学校管理費	126,530	1,143	127,673				1,143	10 需用費	1,143 修繕料 建物追加	
	3 中学校費	60,178	4,501	64,679				4,501			
	1 学校管理費	35,497	3,055	38,552				3,055	10 需用費	295 修繕料 建物追加	
									17 備品購入費	2,760 図書追加	
	2 教育振興費	24,681	1,446	26,127				1,446	17 備品購入費	997 図書	
									18 負担金補助 及び交付金	449 交付金 対外競技派遣費追加	
	4 社会教育費	191,056	658	191,714			130	528			
	3 公民館費	13,664	102	13,766				102	12 委託料	102 社会教育施設等指定管理業務追加	
	6 農村環境改善センター費	11,819	139	11,958				139	12 委託料	139 社会教育施設等指定管理業務追加	
	7 開拓記念館費	8,294	18	8,312				18	12 委託料	18 社会教育施設等指定管理業務追加	
	8 自然教育振興費	46,855	130	46,985			130		18 負担金補助 及び交付金	130 補助金 夕張川自然再生協議会追加	
	9 カルチャープラザ費	37,067	269	37,336				269	12 委託料	269 社会教育施設等指定管理業務	
	5 保健体育費	312,728	990	313,718			△1,305	2,295			
	2 体育施設費	70,107	53	70,160				53	12 委託料	53 栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務 追加 社会体育施設指定管理業務追加	
										18	35
	3 スポーツセンター費	43,396	307	43,703				307	12 委託料	307 社会体育施設指定管理業務追加	
4 学校給食費	192,567	630	193,197			△1,305	1,935	10 需用費	630 光熱水費		

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑩	5	4							10		電気料追加	
⑬	諸支出金		25,664	30	25,694				30			
	1	償還金及び還付加算金	25,664	30	25,694				30			
	2	償還金	21,664	30	21,694				30	22 償還金利子及び割引料	30 過年度老人クラブ運営事業補助金返還金	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(105) 149	136,229	556,559	378,100	1,070,888	219,317	1,290,205	一般職	
	-	-	-	-	-			準職	
補正	(1) -	1,125	-	-	1,125	-	1,125	"	
	-	-	-	-	-			"	
計	(106) 149	137,354	556,559	378,100	1,072,013	219,317	1,291,330	"	
	-	-	-	-	-			"	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	2,239	170	26,759	841	20,113	2,454	145,728	121,078	11,937	10,740	93	378,100
	補正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18,738	17,210	2,239	170	26,759	841	20,113	2,454	145,728	121,078	11,937	10,740	93	378,100

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(-)								一 般 職	
	142		-	532,523	327,261	859,784	182,467	1,042,251		
補 正	(-)								"	
	-		-	-	-	-	-	-		
計	(-)								"	
	142		-	532,523	327,261	859,784	182,467	1,042,251		

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	1,773	170	25,254	841	20,113	2,454	118,751	99,280	11,937	10,740	-	327,261
補 正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	18,738	17,210	1,773	170	25,254	841	20,113	2,454	118,751	99,280	11,937	10,740	-	327,261	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(105) 7	136,229	24,036	50,839	211,104	36,850	247,954	
補 正	(1) —	1,125	—	—	1,125	—	1,125	
計	(106) 7	137,354	24,036	50,839	212,229	36,850	249,079	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	勤 勉	処 遇 改 善	計
	補正前	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839
	補 正	—	—	—	—	—	—
	計	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839

議案第38号

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,393,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 道支出金		967,703	20,300	988,003
	1 道補助金	967,703	20,300	988,003
歳入合計		1,373,682	20,300	1,393,982

歳出	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		931,009	20,300	951,309
	2 高額療養費	123,100	20,300	143,400
歳出合計		1,373,682	20,300	1,393,982

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					④ 道支出金	967,703	
1 道補助金	967,703	20,300	988,003				
1 保険給付費等 交付金	967,703	20,300	988,003	1 普通交付金	20,300		

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	保険給付費		931,009	20,300	951,309	20,300						
	2	高額療養費	123,100	20,300	143,400	20,300						
		1 高額療養費	123,000	20,300	143,300	20,300			18	負担金補助 及び交付金	20,300	

議案第39号

令和6年度栗山町水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和6年度栗山町水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町水道施設管理委託業務	自 令和6年度 至 令和7年度	45,320	7	45,320

議案第40号

令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和6年度栗山町下水道事業会計予算第8条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町下水道関連施設維持管理監視委託業務	自 令和6年度 至 令和7年度	2,519	7	2,519

議案第 4 1 号

栗山町定住自立圏形成協定の議決に関する条例

定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に係る関係条例の 整備に関する条例

(栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 0 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第43号

町税等の督促手数料の廃止に係る関係条例の整備に関する条例

(公法上の収入徴収に関する条例の一部改正)

第1条 公法上の収入徴収に関する条例(昭和27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条中「督促手数料」を削る。

(栗山町税条例の一部改正)

第2条 栗山町税条例(昭和37年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(栗山町介護保険条例の一部改正)

第3条 栗山町介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

(栗山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 栗山町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議案第44号

栗山町熊駆除に関する条例の一部を改正する条例

栗山町熊駆除に関する条例（昭和40年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「1頭20,000円」を「1頭50,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 5 号

栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例

栗山町公営住宅条例（平成 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表継立団地の項中

「 栗山町字継立 1 4 番地 1 9
1 7 6 番地 4 を 「 栗山町字継立 1 7 6 番地 4
1 7 6 番地 1 3 」 に改め、
1 7 6 番地 1 3 」

同表に次のように加える。

中央南団地	栗山町中央 4 丁目 3 7 0 番地
-------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

南空知消防組合同規約の一部変更について

地方自治法第286条第2項の規定により、南空知消防組合同規約を次のとおり変更する。

記

南空知消防組合同規約の一部を変更する規約 の一部を変更する規約

南空知消防組合同規約の一部を変更する規約（令和6年規約第1号）の一部を次のように変更する。

附則中「北海道知事の許可のあった日」を「北海道知事への届出の日」に改める。

附 則

この規約は、令和7年1月1日から施行する。

議案第47号

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、次の期日、区分により本町内の字の区域を下記並びに別図のとおり変更する。

記

1. 継立地域
2. 南学田地域
3. 御園地域
- } 土地改良法第54条の規定による換地処分公告があった日の翌日

字の名称及びその区域

字の名称	変更する字の区域の名称	変更する字の区域
栗山町字継立	栗山町南学田	南学田の一部
	栗山町御園	御園の一部
栗山町字日出	栗山町継立	継立の一部
	栗山町御園	御園の一部
栗山町字南学田	栗山町継立	継立の一部

議案第48号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1、名称、種類、数量 | 業務用パソコン 一式 |
| 2、取得の目的 | 業務用パソコン更新 |
| 3、取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡 |
| 4、取得予定価格 | 22,990,000円 |
| 5、取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野孝夫 |
| 6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方 | 栗山町中央3丁目305番地
モック・システム株式会社
代表取締役 村上 渉 |